

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 47 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 47 年 2 月まで

私は、同居していた私の母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、申立人と同居していた申立人の母親は、国民年金保険料を完納していることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 5 月 22 日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付できる期間である上、申立人が居住していた市町村によれば、払出当時は、特例納付の実施期間中で、過年度納付についても特例納付と併せて周知していたことが確認できることから、納付意識の高かった申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 5 日から 57 年 1 月 1 日まで
② 昭和 57 年 2 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和 56 年 10 月 5 日から同年 12 月 31 日まで、B社に 57 年 2 月 1 日から 60 年 6 月 30 日まで、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に勤務していたとするA社について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間①より前の昭和 53 年 11 月 1 日から 55 年 1 月 31 日まで、雇用保険に加入していることが確認できる上、申立人も、「雇用保険に加入している期間が、A社に勤務した期間であると思う。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間①において、同社に勤務していなかったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の適用事業所としての新規適用年月日は昭和 56 年 10 月 5 日とされており、申立人が供述する同社での勤務期間（雇用保険加入期間）は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、当時の同僚等からも、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られない。

- 2 申立期間②に勤務していたとするB社について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和 55 年 4 月 1 日から 60 年 7 月 10 日まで、C社で雇用保険に加入していることが確認できる上、申立人も、「当該期間は、B社の下請会社であったC社に勤務していたこと

を思い出した。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間②において、B社に勤務していなかったことが推認できる上、当時、同社に勤務していた者からも、申立人の勤務状況についての供述は得られない。

また、オンライン記録によると、C社は、申立期間①及び②並びにそれ以外の期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

3 なお、申立人は、申立期間①及び②において、雇用保険の加入記録により勤務していたC社について、「ほかの厚生年金保険に加入していた期間については、下請会社で勤務していても、元請会社で加入していたこともある。」旨を供述していることから、申立人等から、同社の元請会社等として名前の挙がった複数の事業所について、オンライン記録を確認したところ、厚生年金保険の適用事業所として確認できる事業所は、申立期間①及び②を含む前後の期間において、連番で被保険者の氏名が記録されており、申立人の記録が脱落した^{こんせき}痕跡は認められない上、当該期間において、これらの事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者からは、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。